平成２５年（フ）第９１８号
東京都立川市富士見町６丁目48番30号第一伸栄ビル303号
債務者　佐藤　博行
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２８４号
千葉県船橋市本町６丁目７番25―105号
破産者　峯島　岳生
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６２４号
千葉県船橋市東船橋１丁目８番２号イシザキパークハイツ103
破産者　株式会社ムジゲトレーディングス
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６２５号
千葉県船橋市東船橋３丁目３番２号シルバーハイツ105号
破産者　中村　智子（旧姓徳山）
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６２６号
千葉県船橋市東船橋３丁目３番２号シルバーハイツ105号
破産者　中村　　有
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４３号
千葉県市川市須和田２丁目20番20号　メゾンアズマ101号
破産者　内田喜代子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６５７号
千葉市中央区栄町29番５号　アイリスビルⅡ501号
破産者　小林三千男
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１６号
千葉県市原市山田橋１－９－６　タウン国分寺台Ａ―101、住民票上の住所千葉県市原市藤井１丁目14番地
破産者　西村　静一
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５７号
千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目33番28号アーバンライフ107号
破産者　北里千佳子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５６１号
大阪府八尾市南本町６丁目５番27号
破産者　コーワ建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０５号
札幌市中央区南２条西１丁目７番地２　壱丁目ビル
破産者　有限会社ユアソング
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０９号
札幌市東区北19条東12丁目７番16号
破産者　株式会社テクニカ
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６３号
千葉市稲毛区園生町232番地27　芙蓉三番館201号
破産者　加納　敏弘
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８３号
千葉県船橋市日の出１丁目２番１号　プラザ・ドゥ・ヘリオスＡ棟102号
破産者　山本　昭二
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９２号
千葉県市川市妙典１丁目９番20号　ホワイト倉島201号、開始決定時の住所千葉県市川市相之川１丁目26番２号　ラ・ペスカ202号
破産者　秋元　卓也
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８４１号
横浜市青葉区青葉台１丁目１番８号　オリエント青葉台ビル
破産者　株式会社アカデミアホーム
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２２号
大阪府岸和田市宮本町10番12号
破産者　株式会社武蔵屋
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
奈良市油留木町28番地
破産者　株式会社ミョウコウ
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２０５号
広島市東区戸坂大上４丁目19番21号
破産者　有限会社協栄
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６６号
大分市須賀２丁目４番５号
破産者　大信建設有限会社
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２５号
群馬県前橋市駒形町1214番地２
破産者　株式会社アレックス
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係